

埼玉県社会保険労務士会越谷支部 業 務 幹 旋 規 程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部（以下「支部」という。）が会員に幹旋する業務に関して定めたものである。

(幹旋業務の範囲)

第2条 幹旋する業務は、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 受託すべき業務の内容が、会員が処理できる範囲のものであること。
- (2) 社会保険労務士の地位、名誉及び信用を向上させ得るものであること。

(幹旋業務の指定対象)

第3条 幹旋する対象業務は、次の通りとする。

- (1) 支部が、連合会・本会を通じて、行政官庁及び団体等から委託を受けて行う業務
- (2) 支部が独自に、前号に準じて委託を受けて行う業務

(会員の幹旋)

第4条 会員への受託業務の幹旋（配分）は、次の順序による。

- (1) 定例会等において受託希望者を募るものとする。
 - (2) 受託業務部長は、受託希望者の中から受託業務の内容に応じた適任者を選び、当番、抽選等により受託者を決定するものとする。
- 2 前項の方法が不適当であると認められるときは、役員会に諮り、受託者を決定し、委嘱する。
- 3 緊急に受託者の決定を要する場合には、業務受託部長は支部長と相談して指名することができる。
- ただし、この場合は、次に開催する役員会において、報告するものとする。

(幹旋手数料)

第5条 支部が幹旋する業務報酬についての幹旋手数料の納付は廃止する。ただし、今後、必要に応じ役員会にて協議し幹旋手数料の徴収を行う場合がある。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の承認を得て行う。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正の規程は、平成19年4月1日に遡及し施行する。
- 3 この改正の規程は、平成24年4月1日に遡及し施行する。

変 更 履 歴

改正年月日	変更の条項	変更内容	変更履歴
平成 20 年 5 月 20 日	(幹旋手数料)第 5 条	業務幹旋規程第 5 条を 1 日 (1 回)の報酬 ×10% (但し 1,000 円未満切捨て) を条文の表ように改正する。	条文改正
平成 24 年 4 月 1 日	(幹旋手数料)第 5 条	支部が幹旋する業務報酬についての 幹旋手数料の納付は廃止する。ただし、 今後、必要に応じ役員会にて協議し 幹旋手数料の徴収を行う場合がある。	条文改正